

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後												
<p>(前 略) (労働条件の明示) 第9条 時間雇用教職員の採用に当たっては、採用予定者に対し、次の各号に掲げる事項を明示する。 (1)・(2) (略) (3) 契約期間及び更新に関する事項 (4)～(10) (略) 2 明示は、前項第1号から第5号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。 (中 略) 附 則 (平成22年達示第12号) 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第46条第2項の改正規定中「及び第8号」を加える部分、同項第7号及び第8号の改正規定並びに別表第7の改正規定は、平成22年6月30日から施行する。 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらずこれらの表に掲げる教職員(講師、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。)の雇用年齢上限については次の表の左欄に掲げる生年月日の区分に応じ同表の右欄に掲げる雇用年齢上限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年4月1日以前</td> <td>満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)</td> </tr> </tbody> </table>	生年月日	雇用年齢上限	昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<p>(前 略) (労働条件の明示) 第9条 (1)・(2) } (同 左) (3) 契約期間及び更新(更新する場合の基準を含む。)に関する事項 (4)～(10) } (同 左) 2 附 則 (平成22年達示第12号) 1 } (同 左) 2 } (同 左) 附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年4月1日以前</td> <td>満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)</td> </tr> </tbody> </table>	生年月日	雇用年齢上限	昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)
生年月日	雇用年齢上限												
昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)												
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)												
生年月日	雇用年齢上限												
昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)												
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)												

改正前					改正後				
別表第1					別表第1				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	(略)	(略)	満60歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)	(略)	事務補佐員	(同左)	(同左)	満60歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、満65 歳)	(同左)
技術補佐員			技術補佐員						
医療技術補佐員			医療技術補佐員						
看護技術補佐員			看護技術補佐員						
技能補佐員			技能補佐員						
教務補佐員			教務補佐員						
労務補佐員			満63歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)		満63歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、満65 歳)				
研究支援推進員			満60歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)		満60歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、満65 歳)				
オフィス・アシスタント		—		オフィス・アシスタント		—			

改正前					改正後				
別表第2					別表第2				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)		医師 歯科医師			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 (無期転換 した場合を 除く。)は、 この限りで ない。)	
共同研究 講座教員 共同研究 部門教員		(略)		(略)	共同研究 講座教員 共同研究 部門教員		(同 左)		(同左)
共同研究 講座教員 共同研究 部門教員					共同研究 講座教員 共同研究 部門教員				
研究員 (必要に応 じて総長の 定めるところ により名称 を付記する ことができる)					研究員 (必要に応 じて総長の 定めるところ により名称 を付記する ことができる)				
別表第3					別表第3				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
		(略)					(同 左)		
法科大学院 特別教授 法科大学院 特別准教授		(略)	満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)	(略)	法科大学院 特別教授 法科大学院 特別准教授		(同 左)	満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 (無期転換 した場合を 除く。)は、 この限りで ない。)	(同左)
専門職大学 院特別教授 専門職大学 院特別准教授					専門職大学 院特別教授 専門職大学 院特別准教授				
(後 略)									